

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- 1 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。
- 2 本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

第1章 緊急対処事態とは

(1) 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(2) 想定される事態類型

事態類型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(3) 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、劇場等）で発生する可能性が高い。

(4) 狛江市緊急対処事態対策本部（以下、本編において、「狛江市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び狛江市対策本部の設置指定が行われるまでは、狛江市は、緊急に狛江市民等の安全等を確保するため、狛江市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び狛江市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。(*)

(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第2章 初動対応力の強化

- 1 テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、狛江市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 2 平素及びテロ等の発生時、狛江市、狛江市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、狛江市を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

狛江市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防等関係機関及び施設管理者の参加を得て連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

また、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を極限するため、大規模集客施設・医療機関等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急連絡先の把握及び情報交換を行う。

(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

① 狛江市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、狛江市に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

② 狛江市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、狛江市に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 狛江市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

狛江市は、都が作成する各種対処マニュアル及び狛江市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

(2) 狛江市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して狛江市等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

狛江市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

狛江市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

狛江市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

狛江市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

《備蓄又は調達する資材の例》

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

6 訓練等の実施

狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民・屋間市民への啓発

- (1) 狛江市は、テロ等の兆候を発見した場合の狛江市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 狛江市は、市外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第3章 平時における警戒

狛江市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- (1) 狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) 狛江市は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

狛江市は、狛江市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 狛江市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに狛江市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。
- (2) 狛江市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、狛江市が管理する施設における同基準を整備する。

第4章 発生時の対処

- 1 狛江市は、大規模テロ等が発生した場合、国による狛江市対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。
- 2 国による事態認定や狛江市対策本部の設置指定が行われていない段階では、狛江市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 狛江市対策本部の設置指定が行われている場合

- (1) 狛江市は、政府による緊急処理事態の認定及び狛江市対策本部の設置指定が行われている場合、狛江市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- (2) 狛江市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて狛江市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

2 狛江市対策本部の設置指定が行われていない場合

- (1) 狛江市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- (2) 狛江市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて狛江市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
- (3) 狛江市は、市として迅速的確に対処するため、狛江市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び狛江市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 狛江市災害対策本部等による対応

- (1) 危機情報の収集
狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

狛江市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《狛江市が設置する場合の参加要請先》

警視庁（調布警察署）、東京消防庁（狛江消防署）、第三管区海上保安本部、自衛隊、最寄の保健所・医療機関等、現地において活動している機関

また、狛江市が事態認定等の段階において、緊急事態連絡室を設置した場合、同連絡室と狛江消防署との連絡体制を確立する。

(3) 応急措置

① 被災者の救援

狛江市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

狛江市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

ア 狛江市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて狛江市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合については、一時的に屋内（コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

イ 狛江市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自治会・町内会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

ウ 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

ア 狛江市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

イ 狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて、狛江市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警

戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

狛江市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、狛江市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 狛江市対策本部への移行

政府による事態認定及び狛江市対策本部の設置指定が行われた場合、狛江市は、直ちに新たな体制に移行し、狛江市災害対策本部等を廃止する。

《緊急処理事態における警報》

狛江市長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第5章 大規模テロ等の類型に応じた対処

狛江市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

- ① 放射性物質保有施設が破壊された場合、放射能汚染又は被ばくにより、住民等に放射線障がいが発生するとともに、建物・ライフライン等が長期にわたり機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。
- ② 可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備
狛江市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。
- ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進
狛江市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

狛江市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備
狛江市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。
- ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進
狛江市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。
- ③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備
狛江市は、狛江市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

- ① 狛江市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - ア 警察等と連携した施設の警備強化
 - イ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - ウ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 狛江市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

- ① ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ② ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障がい）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障がい）がある。
- ③ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備
狛江市は、狛江市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。
- ② 人心不安への対策
ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、狛江市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

- ① 初動対処
狛江市は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。
- ② 避難の指示
狛江市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、爆心地方向でなく風下でない方向にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。
この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。
- ③ 医療活動
狛江市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

ア 狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

イ 狛江市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接区市との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、狛江市は、隣接区市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

狛江市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

狛江市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

狛江市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

ア 狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

イ 狛江市は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

(ア) 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限

(イ) 感染範囲の把握

(ウ) 消毒

(エ) ワクチン接種

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

- ① 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- ③ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

- ① 狛江市は、狛江市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。
- ② サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法に基づき、警察官、海上保安官、消防吏員等に報告するとともに、必要な警戒対応を検討する。

(3) 対処上の留意事項

- ① 初動対処
狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。
- ② 避難の指示
狛江市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。
- ③ 医療活動
狛江市は、都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。
この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。
- ④ 汚染への対処
ア 狛江市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。
この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。
イ 狛江市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

- ① 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

狛江市は、狛江市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

狛江市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ① 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ② 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

用 語 集

用 語	説 明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障がい予防的効果が期待できる。
e-ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。
L GWAN (エルジーワン)	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）の略称。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関WAN と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。
緊急消防援助隊	大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）

用語	説明
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的 事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地 方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知 事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）
自主防災組 織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連 帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的 な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。 なお、東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成 されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけて いる。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃 やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態 として認定すること。
ジュネーヴ 諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の 救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、 武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約 の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 ① 陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ② 海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ③ 捕虜の待遇に関する第3条約 ④ 文民の保護に関する第4条約
生活関連等 施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、 その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると 認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生 じさせるおそれがあると認められる施設。
ダーティボ ム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図 した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放 射能による被害をもたらす。
第一追加議 定書	第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武 力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・ 拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な 武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国 際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005 年2月28日発効）。
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷 度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。
武力攻撃事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫して いると認められるに至った事態。
要援護者	高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人など、必要な 情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するな

用語	説明
	どの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。本計画では、災害時要援護者の略称として用いている。

- * 表紙のマークについて
表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用する国際的な標章です。

登録番号（刊行物番号）

H18-30

狛江市国民保護計画

平成 19 年 3 月

発 行	狛江市
編 集	狛江市総務部総務防災課 狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 電話 03-3430-1111 FAX 03-3430-6870
印 刷	庁内印刷
頒布価格	160 円